

令和 3 年度
佐賀県 DX 推進事業費補助金事業
「DX マインド創出・実現事業」

【交付要綱・募集要領】

○事業の目的

佐賀県内の企業等において、企業課題を発掘し、デジタル技術を戦略的に活用して課題解決を図っていくデジタルトランスフォーメーション（DX）マインドを創出するとともに、実際に企業活動の現場においてデジタル技術を活用した生産性の改善や付加価値向上、新ビジネス創出に取り組む県内企業等を支援することで、DX がもたらす新たな経済活動の在り方に対応できる県内企業等の創出を図る。

令和 3 年 4 月

【事務局】

SISC 運営共同企業体

佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 114（佐賀県工業技術センター生産技術棟内）

TEL：0952-97-9120 Mail：dxmind@saga-smart.jp

1. 事業の目的

佐賀県内の企業等において、企業課題を発掘し、デジタル技術を戦略的に活用して課題解決を図っていくデジタルトランスフォーメーション（DX）マインドを創出するとともに、実際に企業活動の現場においてデジタル技術を活用した生産性の改善や付加価値向上、新ビジネス創出に取り組む県内企業等を支援することで、DX がもたらす新たな経済活動の在り方に対応できる県内企業等の創出を図る。

2. 補助対象者

デジタル技術を活用することで、企業活動における効率化や生産性向上、新ビジネス創出といった企業課題の解決を図る者。ただし、佐賀県内に事業所を有する法人又は個人に限ることとし、又、国、県、及び市町の機関は対象外とする。

なお、補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3. 補助対象期間

交付決定の日から令和4年1月31日まで

4. 補助対象事業

① 企業課題等発掘プロジェクト

佐賀県内に事業所を有する法人又は個人が、自らの経営課題を発掘し、それをデジタル技術の活用によって解決する方法を探る・道筋を立てるための活動。

② DX 導入推進プロジェクト

佐賀県内に事業所を有する法人又は個人が、DX の手法を用いて自らの経営課題を解決するための活動。

5. 補助対象要件

① 企業課題等発掘プロジェクト

- ・佐賀県内に事業所を有する法人又は個人であること

- ・単なるデジタル技術の導入を目的としたものではなく、DX がもたらす新たな経済活動の在り方等を見据え、自社の経営課題等を整理・定義し、それらを解決するためにデジタル技術の活用を検討しているもの

※「① 企業課題等発掘プロジェクト」において検討する解決策（デジタル技術活用）を、「② DX 導入推進プロジェクト」に同時申請できるものとする

② DX 導入推進プロジェクト

- ・佐賀県内に事業所を有する法人又は個人であること
- ・単なるデジタル技術の導入を目的としたものではなく、DX がもたらす新たな経済活動等の在り方を見据え、自社の経営課題解決のためにデジタル技術の導入を行うもの
- ・デジタル技術の導入内容（企業名、実施概要、導入の成果等）を、県もしくはSISC 運営共同企業体が運営する Web サイトや開催する成果発表会等において発表できること

※「② DX 導入推進プロジェクト」は、「① 企業課題等発掘プロジェクト」に採択されていない案件であっても申請可能とする

6. 補助対象経費

(1) 企業課題等発掘プロジェクト

●外注費

IT ベンダーやデジタル技術の導入支援・コンサルティング等を行っている者（以下、「IT ベンダー等」と呼ぶ。）から役務（サービス）の提供を受けるために必要な経費（IT ベンダー等からコンサルティングや事前調査等を受けるために必要な経費、それに伴う IT ベンダー等の派遣にかかる旅費等の経費）

(2) DX 導入推進プロジェクト

●設備備品費

DX に取り組むにあたって必要な物品（取得価格が 10 万円を超えるもの、ソフトウェア含む）の購入又は、機材のリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（外注先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）

※ソフトウェアのライセンス料やリース・レンタル等の契約が補助対象期間を超えて取り交わされている場合は、補助対象期間内に発生する使用料のみを経費として計上可能とする

●消耗品費

DX に取り組むにあたって必要な物品（所得価格が 10 万円未満又は使用可能期間が 1 年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費

●通信運搬費

DX に取り組むにあたって必要な物品の運搬や、ソフトウェア等の利用（ライセンス費用は含まない）に係る経費

●外注費、保守費、改造修理費

DX に取り組むにあたって必要な装置・機材等のメンテナンスや、IT ベンダー等から役務（サービス）の提供を受けるために必要な経費（業務請負費（ソフトウェア外注費含む）、保守費及び改造修理費）

●その他（諸経費）

DXに取り組むにあたって必要な経費であって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と考えられる経費（補助対象者の人件費は対象外）

7. 補助率

補助対象経費の区分	補助率	補助上限額
① 企業課題等発掘プロジェクト 外注費	1/2 以内 (税込)	100 千円
② DX 導入推進プロジェクト 設備備品費 消耗品費 通信運搬費 外注費、保守費、改造修理費 その他	1/2 以内 (税込)	1,000 千円

8. 応募件数等

補助対象事業者につき各プロジェクトに対してそれぞれ1申請に限る

9. 申請手続等

(1) 手続概要

① 補助金交付申請書等の提出

補助金の交付を受けようとする佐賀県内に事業所を有する法人又は個人は、「(3) 提出書類」に定める関係書類を「(2) 申請先・問い合わせ先」に記載している事務局まで提出すること。
なお、補助金交付申請書は令和3年9月10日まで随時受け付ける。

② 補助金交付の決定

補助金交付事業の決定にあたって、その交付の公平性を図るため事務局は審査会を開催して審査を行い、その結果を以って交付の決定を行う。

審査会は5月より毎月20日（20日が休祝日の場合はその翌日）に開催し、審査会の日から起算して30日以内に結果を通知する。

なお、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付目的を達成するために必要な時は、交付の条件を付すことができるものとする。

③ 事業内容の変更承認

補助金の交付決定通知を受け取った後、補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、「(3) 提出書類」に定める関係書類を事務局に提出し、承認を受けなければならない。

ただし、補助事業の目的達成に支障を来すことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更であって、補助金額に影響がない場合についてはこの限りではない。

④ 実績報告

補助金の交付決定通知を受けた者は、補助の対象となった事業が完了した時は、補助事業完

了の日から1か月以内かつ補助対象期間の終期から起算して15日以内に「(3) 提出書類」に定める関係書類を事務局に提出するものとする。

⑤ 補助金の交付（支払）

事務局は、補助事業の完了報告を受理した時はその内容を確認し、適当と認められる場合は補助金を交付する。

⑥ 補助金の交付決定の取消し

事務局は、次に掲げるいずれかの条件に該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

ア. この募集要領に違反したとき

イ. 補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき

ウ. 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金交付を受けたとき

(2) 申請先・問い合わせ先

SISC 共同運営企業体 DX マインド創出・実現事業事務局

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝 114

TEL : 0952-97-9120

MAIL : dxmind@saga-smart.jp 担当 : 野中・柳（りゅう）・坂田

(3) 提出書類

(1) 申請時

ア. 企業課題等発掘プロジェクト

・申請書（様式 A-1）

・IT ベンダー等からの見積書の写し

・誓約書（共通様式 1）

イ. DX 導入推進プロジェクト

・申請書（様式 B-1）

・補助対象経費内訳書（様式 B-2）

・補助対象経費内訳書に記載している経費の見積書、料金表等の写し

・誓約書（共通様式 1）

(2) 完了時

ア. 企業課題等発掘プロジェクト

・完了報告書（様式 A-2）

・実施概要（様式 A-3）

・IT ベンダー等からの請求書の写し（支払実績が確認できるもの）

イ. DX 導入推進プロジェクト

・完了報告書（様式 B-3）

・実施概要（様式 B-4）

・補助対象経費内訳書（様式 B-2）

・補助対象経費内訳書に記載されている経費の請求書等の写し（支払実績が確認できるもの）

(3) 変更時

- ・変更承認申請書（共通様式2）

10. その他

適正な交付申請による補助金額の合計額が予算上限額に達した場合は、上記の定めにかかわらず、申請の受付を締め切ります。また、交付決定した補助金額の合計額が予算上限額に達して以降は、補助事業の内容及び金額の変更による交付決定額の変更（増額）は承認いたしません。

また、補助金交付が決定し実施されたプロジェクトは、佐賀県産業スマート化センターのホームページに事例として掲載を予定します（掲載は概要とし、企業名や詳細な業務内容等は公表しません）。

【参考：事業スキーム】

